

富本錢と天武朝

上田正昭

奈良県明日香村の飛鳥池遺跡で、注目すべき発掘成果があいついだ。飛鳥池遺跡は、崇峻天皇元年（五八八）から造宮がはじまった飛鳥寺の東南の谷あい位置し、いわゆる「天皇」木簡をはじめとする貴重な木簡が検出されたばかりでなく、金・銀・銅・鉄を素材として装飾品や仏具、工具や建築用金物あるいは武器など、さらにガラスや水晶・コハク・メノウなどの玉類を含むさまざまな製品を作った工房の存在がたしかめられた。谷の西奥に金・銀・ガラスの工房があり、谷の入口近くに鉄・銅・漆の工房があったことも明らかとなった。

とりわけ注目されるのは、富本錢の鑄型・鑄棹ばかりでなく、大量の富本錢が出土したことである。この富本錢が天武朝の鑄造銅貨であったことは、出土木簡やその地層からも推定できる。『日本書紀』の天武天皇十二年四月十五日の条には、「今より以後、必ず銅錢を用

るよ、銀錢を用ゐること莫^なれ」という天武天皇の詔が記されている。この詔にいう「銅錢」が、飛鳥池遺跡でみつけた富本錢に相当すると考えられる。

飛鳥池遺跡で富本錢が数多くみつかるまでに、平城京跡で三点、藤原京で一点、大阪市天王寺区の細工谷遺跡で一点などが出土していたけれども、これらの富本錢は、まじないに用いられた厭勝錢とみなされてきた。しかしこのたびの鑄型をともなう大量の富本錢によって、天武朝の銅錢であることがたしかとなった。

飛鳥池遺跡からの富本錢の出土にかんするマスコミの報道では、そのほとんどがわが国最初の貨幣とされたが、それは必ずしも正確ではない。なぜなら天武天皇十二年（六八三）四月の詔にも述べられているとおり、すでに銀錢が用いられていたから、必ず銅錢を使用せよ、

銀錢を使うなど命じたのである。通貨としてどこまで流通したかは疑問だが、いわゆる無文銀錢が存在した。無文銀錢は十七ヶ所で見つかり、その数は二百点をこえる。天智天皇の創建と伝える近江の崇福寺の塔心礎から十二枚が出土していて、少なくとも天智朝には使用されていたことがわかる。

『日本書紀』の天武天皇十二年四月十八日の条には、みのがすことのできない記事がある。「銀用ゐることを止むること莫れ」の詔がそれである。この詔は地金としての銀の流通は従来どおり認めたことを示す。和銅元年（七〇八）の五月、銅錢にさきだつて和同銀錢が発行されたのも、地金としての銀の流通がさかんに行われていたことと関連する。和銅元年八月に和同銅錢が発行されたが、同時に和同銀錢の廃止を命じている。すでに指摘されているように、和同銀錢の禁令にもかかわらず、銀錢は流通しつづけて、養老五年・六年（七二一・七二二）のころから和同銅錢の流通が増大した。

富本錢が通貨としてどれくらい流通したかは、貨幣として富本錢が铸造されたことは別の問題である。銅錢として富本錢が発行されたことはたしかと思われるが、実際にはあまり流通しなかったのではない。なぜならあまりにも出土例が少ないからである。富本錢発見の報道のあと、長野県下伊那郡高森町下市田の武陵地第一号墳から、明治末期にみつかったと伝える富本錢一点、長野県飯田市の高岡・新井原古墳で、明治昭和初期にみつかったという富本錢が確認されたが、これらを加えても、出土地の範囲は限られている。

長野県（信濃）の場合は、『日本書紀』の天武天皇十三年二月の条に、三野王らを信濃に派遣して地形を調査させ、同十四年十月の条に軽部朝臣足瀬らが信濃に行宮を造つたと述べているのが参考になる。あるいは飛鳥の都から派遣された官人らを媒体に信濃へ伝えられたものかもしれない。

現実には穎稻と布が錢貨にかわる機能をはたしていた。しかし大宝元年（七〇二）の大宝律に錢貨の私铸が禁じられているのみでも、和同開珎発行以前に、富本錢などが貨幣としての意味をもっていたことを軽視するわけにはいかない。

かねてから私が注意してきたのは、この銅貨の名称「富本」である。富本の思想は古代中国にあつて、たとえば『漢書』の食貨志に、「食足り貨通じ、然る後に国實り、民富む」と記すように、食物の充足と貨幣の流通は、「富民の本」とする中国為政者の理念のひとつであつた。『芸文類聚』に後漢の名將馬援が、光武帝に五銖錢の再铸を建言したおり、「富民の本は食貨にあり」と奏したと述べるのも、この富本思想の反映である。

この富本の思想がわが国にも受容されていたことは、霊龜元年（七一五）十月の元正天皇の詔に、「国家の隆泰は、民を富すに在り、民を富ます本は、務めて食貨に従ふ」とあるのを見てもわかる（『続日本書紀』）。

天武天皇が中国の典籍に精通し、天文・遁甲の分野においてもすぐれていたことは、『日本書紀』が天武天皇を「生れまししより岐嶷な

る姿あり、壮にいたりて雄抜しく神武し、天文・遁甲に能し」と批評しているのにもうかがわれる。

壬申の年（六七二年）、吉野に挙兵して近江の大津宮を陥落させ、実力で皇位についた大海人皇子（のちの天武天皇）は、壬申の乱のさなか、みずから式（占いの心木）をもって占い、また美濃の不破から近江へ進撃したさいには、全軍の将兵に「赤色を以て衣の上」に着用させた（『日本書紀』天武天皇元年六月・七月の条）。この伝えは『古事記』の序にも明記されていて、「杖矛威を挙げて、猛士烟のごとく起り、絳旗（赤旗）兵を耀かして、凶徒瓦のごとく解けき」と表現されている。漢の高祖が赤帝の子であると称して、旗幟に赤を用いたことは、『漢書』の高帝紀にみえるが、大海人皇子はその故事に倣ったのであろう。

『万葉集』には、柿本人麻呂が壬申の乱の司令官であった高市皇子をしのんだ挽歌を載せている。その挽歌に壬申の乱を詠んで、捧げたる幡のなびきは 冬ごもり 春さり来れば 野ごとに つきてある火の 風のむた なびくがごとく」と歌っているのも参考になる。

天武天皇が「天文・遁甲」にすぐれ、道教にも深い関心をいだいていたことは、つぎのような例からもみきわめられる。天武天皇四年（六七五）正月に占星台をつくったばかりではない。天武天皇十三年の十月にさだめた新姓（八色の姓）の第一に真人、その第五に道師を位置づけ、その和風の諡が「天淳中原瀛真人」であったのも、いずれも道教とのかかわりをもつ。真人は道教の悟りを開いた神人であり、

道師は道教の教師に由来する。かつて論証したとおり、瀛真人の瀛は、道教の三神山のひとつである瀛洲山の瀛にもとづき、真人は前述の道教の真人であった。

天武天皇十四年の十一月二十四日、法蔵法師と金鐘が「白朮の煮たる」を献じ、その日に招魂（鎮魂）が行われたが、その「白朮」は仙薬であった。宮廷の礼法についても、唐の礼法にならって、天武天皇十一年の九月には「今より以後、跪礼・匍匐礼」を廃止し、「立礼」を採用した。

唐の通貨開元通宝（六二二年に鑄造はじまる）の銅銭をモデルとして、富本錢がつくられたと考えられるが、なぜこの銅貨を「富本」と命名したのか。唐を強く意識しながらも、そこには天武朝独自の国家理念が投影されていたのではないか。

天智天皇八年（六六九）に大使河内直鯨らの遣唐使一行が中国へおもむいてから、大宝二年（七〇二）に遣唐押使粟田朝臣真人らが入唐するまでの間は、遣唐使の派遣は中絶していた。そしてその期間をもっとも頻繁に交渉をもったのは百済・高句麗滅亡後の統一新羅であった。

飛鳥浄御原令をつくり（施行は持統朝）、大藤原京建設の構想がまとめられつつあった天武朝には、いちだんと日本国内実化がめざされていた。飛鳥池遺跡から遅くとも天武朝には天皇号が使用されていたことを物語る木簡が出土したが、日本という国号も天武朝には具体化していた。それは『新唐書』の日本の条や高句麗道頭の『日本世記』

の書名「日本」などからも明らかである。そのような時代背景のなかでの富本銭の発行であった。

天武・持統朝を中心とするいわゆる「白鳳時代」の文化には、それまでの飛鳥文化とはおもむきを異にする日本的いろあいが濃厚となる。それは仏像彫刻や万葉の白鳳歌人の個性豊かな特色にもみいだされるが、あらたな位階制の実施にも反映されていた。天武天皇十四年正月二十一日には、明位二階、浄位四階、正位四階、直位四階、勤位四階、務位四階、追位四階、進位四階（それぞれに大・廣がある）の四十八階の位階が制定された。推古天皇十一年（六〇三）の徳・仁・礼・信・義・智（それぞれに大小あり）の冠位十二階、あるいは大化三年（六四七）の織・繡・紫・錦・青・黒（それぞれに大小）・建武の七色十三階などとは異なって、その後長く日本の徳目として象徴される「明」く、「浄」く、「正」しく、「直」くが、天武朝位階制の上位にランクされているのも興味深い。

天皇の宮号で「飛鳥浄御原宮」と「浄」を冠するのも、天武天皇の宮号のみであり、別に詳しく論証したとおり、公民のなかの良民をとくに「浄公民」と称したのも、天武朝であった。

天武十二年四月の銅銭のあらたな铸造とその発行は、天武朝の政策のありようを示唆し、あわせて鑄型・鑄棹をともなつての富本銭の出土は、『日本書紀』の詔の信憑性をたかめたにとどまらず、七世紀の後半における東アジアのなかの日本国家のありようをも示唆する。富本銭のあらたな検出は、日本貨幣史の通説を問いたすばかりでなく、

古代の政治史にもあらたな問題を提起する。

（京都大学名誉教授・古代日本・東アジア史専攻）